# 障がいのある学生のための 修学支援ガイドブック

中部学院大学 中部学院大学短期大学部

# 目次

目》																																									
はし																																									
社会	<u> </u>	ŧ.	デ	ル	اح	社	会	的	障	壁	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
大等	学し	: 3	お	け	る	合	理	的	配	慮	の	提	供	に	つ	い	て	ഗ	基	本	的	な	考	え	方																
支技	爰し	ς,	ょ	っ '	て	目	指	す	ŧ	の	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
障点	17	٠,	の	あ	る	学	生	^	の	支	援	決	定	ま	で	の	流	n	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
合理	里白	的	鱾	慮	に	関	す	る	書	式	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
ア.	1	合	哩	的i	配	慮	申	請	書	(	様	式	A)																												
イ.	1	合	哩	的i	配	慮	申	請	書	(	様	式	A項	Ē	ā)																										
ウ.	1	合	哩	的i	配	慮	に	関	す	る	合	意	書	(肾	₹)	(	様	式	B)																						
エ.	1	合	哩	的i	配	慮	に	関	す	る	合	意	書	(%	央分	E)	(	様	式	B)																					
才.	1	合	哩	的i	配	慮	申	請	書	(	継	続	)	(村	美豆	tc	)																								
主な																																									
学生	Ė	カリ	申	し	出	か	ら	合	理	的	配	慮	開	始	ま	で	の	流	n		教	職	員	用			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
学生	Ė;	支	爰:	室	の	紹	介	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
本ス	げィ	1	ド	ブ	ッ	2	作	成	に	あ	た	っ	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16

### はじめに

一障がいのある学生が自己実現できる学生生活支援を一

本学院には、「神を畏れることは知識のはじめである」という建学の精神が あります。

この建学の精神は、人間理解の根底に流れる理念です。これによって、謙虚な心で、大きな知恵ある存在を仰ぎつつ、誰もがこの世界での使命を果たすために一生懸命に学ぶことを期待しています。

このため、本学では、従来から一人一人の学生がかけがえのない存在として 尊重されることを目指してきました。その歴史と伝統に基づき、学内の特別 支援委員会が中心となり、障がいのある学生への支援の仕組みづくりに尽力 し、このガイドブックを作成しました。

2016年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「法律」 と表記します。)が制定され、社会における障がいを理由としたあらゆる差別(社会的障壁)の解消が求められました。

法律では、障がいのある学生から何らかの配慮を求められた場合には、大学は、過重な負担がない範囲で、学生生活を営む上で妨げになるもの(社会的障壁)を取り除くために、必要かつ合理的な調整や変更(合理的配慮)を行うことが義務付けられています。

その際には、障がいのある学生と本学における「建設的対話」による合意形成のプロセスが重要です。つまり、合意形成とは、障がいのある学生による意思表明から始まり、個々の状況や環境的な要因をふまえて支援の必要性を確認し、一人一人に合った支援のあり方について、本学との「建設的対話」(何度も情報をキャッチボールしながら、双方が歩み寄るプロセス)を通じて見いだしていくことが重要であり、それには、学生自身の意志表明が欠かせないのです。

このガイドブックは、本学における学生生活において、障がいを理由とした あらゆる差別(社会的障壁)が解消することを目指して、作成しました。ど うか十分に活用され、さらなる支援の充実に向けて、どの学生も一人一人が 一生懸命に生き、自己実現できることを願っています。

中部学院大学学長 江 馬 諭中部学院大学短期大学部学長 片 桐 史 恵



## 社会モデルと社会的障壁

障害者権利条約では、障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、だれもが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指しています。障がいの概念については、かつては、障がいを個人の心身機能の問題と捉える「医学モデル」が主流でしたが、現在では、「心身機能の問題」と「社会的障壁」の相互作用によって作り出される「社会モデル」へと変化しています。

「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を指します。現在では、共生社会の実現に向けて、その障壁を取り除くことは社会の責務と考えられるようになっています。

この障がいの「社会モデル」を大学に当てはめると教育・研究等を行う際のキャンパス内の移動、施設利用、その他、大学が行うさまざまなプログラムへの参加において、社会的障壁をできる限り除去し、一人一人の学生が充実した学生生活を送れるよう支援していくことが大学側に求められていると言えます。



## 大学における合理的配慮の提供についての基本的な考え方

合理的配慮は、障がいのある学生の人権が障がいのない学生と同じように 保障されるとともに、教育や研究、その他学生生活において平等に参加で きるよう、それぞれの障がい特性や困りごとをもとに検討して行われる配 慮のことです。

合理的配慮では、次の要件を満たした上で、大学、学生双方による建設的な対話をもとに、その内容を決定します。

- ・本人からの意思の表明に基づくこと
- ・配慮にあたり、他の学生に不利益が生じないことや教育・研究等の本質 を変更しないこと
- ・配慮にあたり、体制面や財政面において大学側に「過重な負担」を課さ ないこと



## 支援によって目指すもの

大学は合理的配慮提供のプロセスを通じて、学生が社会に出て自立した生活を送る力を高めることを目指します。様々な専門資格を取得することもその一つです。この自立とは、全て自分の力で行うという意味ではなく、自分に必要な支援を求め、支援を得ながら自己実現を図ることを意味します。

そのためにも学生と教職員の建設的対話が非常に重要です。学生の障がいの状況、得意なこと、不得意なことは一人一人違うので、学生の持てる力を活かしつつ、障壁を取り除く配慮内容もまた、一人一人違ってくるでしょう。したがって、学生と教職員の双方が対話を通してお互いに理解し合い、工夫し合うことが必要となります。

このような建設的対話を経て配慮を得る経験は、大学卒業後の社会人生活に向けて大きな自信になると思われます。

学生の皆さんには、教職員との対話を繰り返しながら、また他者との様々な関わりを通じて次の3つの点を目指してほしいと思います。

- 1. 困ったことがある時に支援を求める
- 2. 自分の障がいの状態や何ができて何ができないかを 周りの人に伝える
- 3. 自分で考え、できる方法を工夫する

これらの力は、経験と試行錯誤を繰り返すことで高められます。 まずは身近な人へ相談することから始めてみましょう。





## 障がいのある学生への支援決定までの流れ

実 施 内 容

必要書類

主たる担当部署

#### 入試出願前

#### ①出願前面談

・オープンキャンパスや電話等による 面談を行う。 入試広報課 (特別支援委員会)

#### ②出願前検討及び出願直前面談

・入試広報課は、関係部署へ情報共有を図る。

・必要に応じて、本人及び保護者の方 と受験する学科の特別支援委員や学内 関係部署との面談を行う。 入試広報課 (特別支援委員会)

#### 合格決定後

#### 3合格後面談

・特別支援委員会が、本人と所属学科 教員及び関係部署を交えて面談を行 い、希望する支援の確認を行う。

様式A (合理的配慮申請書) 特別支援委員会 (所属学科教員) (学内関係部署)

#### 4合格後検討

・特別支援委員会が、様式Aをもと に、学内で対応可能な支援内容につい て検討を行う。

様式A

特別支援委員会 (所属学科教員) (学内関係部署)

#### ⑤学内方針決定

・特別支援委員会で検討した支援内容 について、必要に応じて、学長・副学 長会議にて協議を行う。

特別支援委員会 学長·副学長会議

#### ⑥支援内容検討後面談

・大学として検討した支援内容について、本人へ説明。

様式B (合理的配慮に 関する合意書) 特別支援委員会 (所属学科教員) (学内関係部署)

#### 【合理的配慮の決定】

1



## 障がいのある学生への支援決定までの流れ

主たる担当部署 必要書類 実 施 内 容 I学内周知 入学後 ・特別支援委員会が、決定した支援内 様式A 容について、学内関係者に周知を行 特別支援委員会 様式B う。 Ⅱ支援実施 所属学科教員 ・各関係者が支援を行う。 学内関係部署 Ⅲ定期面談(半期ごと) ・ゼミ教員(所属学科教員)が本人と 様式A 面談し、支援の継続・変更・追加・終 特別支援委員会 様式C 了の希望の有無とその内容を話し合 所属学科教員 (合理的配慮申請書 う。 (継続)) Ⅳ支援内容再検討 ・特別支援委員会で面談結果(様式A 特別支援委員会 および様式C)をもとに、支援内容に 様式B 所属学科教員 ついて検討を行う。 V学内方針決定 ・特別支援委員会で検討した支援内容 特別支援委員会 について、必要に応じて、学長・副学 学長·副学長会議 長会議にて協議を行う。 VI支援内容検討後面談 ・大学として検討した支援内容につい 所属学科教員 様式B て、本人へ説明。 学内関係部署

【合理的配慮の決定】

以下「I」~「VI」を半期ごとに繰り返す(※原則であり、学期途中での申請も可能)

- ※定期試験の配慮申請は6月と12月に教務課に別途申請が必要であり配慮の可否の決定も別に行う。
- ※実習など別途、合理的配慮が必要な場合は申請を行う必要がある。



## 合理的配慮に関する書式

様式A

年 月 日

#### 合理的配慮申請書

中部学院大学・中部学院大学短期大学部 特別支援委員会 特別支援委員長 様 \_\_\_\_\_\_\_年度(□前期 □後期)からの合理的配慮を希望するにあたり、以下のとおり申請します。

#### 1.申請者情報

所属	学部	学科	年 学籍番号(	)
ふりがな				
氏 名				
指導教員				

※合理的配慮に関する大学からの連絡はポータルを通して行います。必ずポータルのお知らせを確認してください。

障害の種	□視覚障 □発達障			□肢体不自 部障害・慢f	由 □精神障性疾患 □その	
類	障害(診断名)					
障害者手帳 の有無	有 ・ 無	種類 等級	□身体	□精神 □⅓	療育 □愛護 級	(愛知県など)
診断書の 有無	有 ・ 無	※有の場合	は診断名を	と記入		
障害等の状況						
通院状況	通院頻度			服薬の状況		
現在使用している介助や補助器、機材等	(例:クラッチ、車椅子、補	肺器)				

※障害・疾病の状況に関する書類(障害者手帳や医師の診断書)がある場合はコピーを提出してください。

学生支援室記入

	学年	記入日及び面談日			いずれかに○		学年	記入日及び面談日			いずれかに〇			
1		年	月	日	新規	(5)		年	月	日	追加・継続・削除			
2		年	月	日	追加・継続・削除	6		年	月	П	追加・継続・削除			
3		年	月	日	追加・継続・削除	7		年	月	日	追加・継続・削除			
4		年	月	日	追加・継続・削除	8		年	月	日	追加・継続・削除			

₩式A

2. 大学生活において希望する合理的配慮(具体的に記入してください。以前の学校等で受けてきた配慮を継続希望する場合はその内容を記入してください。)※別紙適宜追加可能

	を アンノン田 報・田 の 日報・田 の 日本	※ ヴェス 今 理 的 耐 虚	大学記入欄	
	中で、ここの様は、日本の一人で、日本の一	小主 7 の日 生が胎	関係部署 配慮の可否・代替案等	Lill
			□教務課	
			口総務課	
-			□学生課	
			□その他	
			· · · ·	
			□教務課	
			□総務課	
2			□学生課	
			□その街	
			<u> </u>	
			□教務課	
			□総務課	
3			□学生課	
			□その他	
			<u> </u>	
			口教務課	
			□総務課	
4			□学生課	
			□その他	
			· · · ·	
			□教務課	
			口総務課	Ī
2			□学生課	
			□その街	
			<u> </u>	
	※到書内のた会妻に、本当の対応可能かま堪かびらかの検討を行います。検討を行い	、 木型 2   ケゴボロ劣ナ土国の中心   - 1、ケータロガガケ通知   ・4   土土	† <del>1</del>	

※個人情報は適切に管理を行い、学生支援に関する業務以外には使用しません。ただし、必要に応じて情報の一部または全部を支援者間で共有する場合があります。 ※記載内容を参考に、<u>本学で対応可能な支援か</u>どうかの検討を行います。検討を行い、本学として対応可能な支援の内容については後日改めて通知いたします。

以下、大学使用

相談日 年	相談者 提出書類 口診断	and 4 年 万
Я	事 四 二	<u>а</u> В
В	语者手帳 🛮 意見	
	、書 口その他(	_会議にて (承認・追加・削除
(初回相談日	(	(余)
年		
Я		
(H		

様式B

年 月 日

## 合理的配慮に関する合意書(案)

○○○○(学生名) 様

中部学院大学·中部学院大学短期大学部 特別支援委員会 特別支援委員長

本学は、 的配慮の内	年 月 日付けで申請がありました支援について検 容を以下のとおり提案いたします。	討した結果、現在における合理
	記	
年	月 日現在における合理的配慮の内容	
	□ □ 祖覚障害 □言語·聴覚障害 □肢体不	白中 □
申請内容	□発達障害(神経発達症) □内部障害・t	
	障害(診断名)	
※新たに支	援が必要となる場合や支援内容を変更する場合は、申し出ること。	【窓口】
※支援内容	に変更がない場合でも、必ず半期ごとに申請してください。	中部学院大学 学生支援室
※支援の申	請は、原則として学期開始の1か月前までに行ってください。	TEL: 0575-29-3002
		shienshitsu@chubu-gu.ac.jp
以下、姜貝	会承認後、申請者記入欄	
		年 月 日
上記の合	理的配慮に関して、確認のうえ合意いたします	
		学籍进号 ( )
	自筆署名	

様式B

月 日 年

## 合理的配慮に関する合意書(決定)

○○○○(学生名) 様

中部学院大学・中部学院大学短期大学部 特別支援委員会 特別支援委員長

本学は、年月日付けで申請がありました支援について検討した結果、現在における合理 的配慮の内容を以下のとおり提案いたします。

						記	3							
年	月	日現在に	こおける	合理的	勺配慮(	の内容								
	1			÷.		- III	7 7 to to		- /	<b>ф</b> .	¬ √± -	ᄔ	<b>—</b>	
申請内容										自由				
中胡闪台	陪审	(診断名		1 告(1	仲栓先	達延/	ШΡ	引即阻	野・吉	性疾患		その化	핀	
	降古	(沙町石	)						-					
※新たに支									こと。	【窓口】				
※支援内容 ※支援の申								_		中部学院		_		室
~人及の十	. TH 19-/	MAN C U	C 1 7701717	,H 02 1 13	ס נים ני	( ( ( )	<i>J</i> ( \ <i>i</i>	CC 0 %		TEL: 05				
										shiensh	iitsu(	@chub	u-gu.a	ас.јр
以下、委員	会承認	双後、 申言	吉者記入	.櫑										
	273 %			- 1175										
												年	月	日
上記の合	理的酉	己慮に関	して、	確認の	のうえ	合意	いた	します						
				学	台部		Ė	学科	年	学籍番号	号 (			)
				自	筆署名									

10

**様式C** 年 月 日

## 合理的配慮申請書(継続)

中部学院大	マグ・中部学院大学短期大学部 特別支援委員会 特別支援委員長 様
	以下のいずれかにチェックをつけて下さい。
	□ ①申請内容に変更はありません。 □ ②申請内容に削除を希望する項目があります。 □ ③申請内容に追加を希望する項目があります。
◆○期講義	終了前に以下の点をふまえ、指導教員(もしくは特別支援委員)と面談を行います。
1. 上記①を	チェック ・・・面談後に指導教員にサインをもらい学生支援室に本書類(様式C)を提出。
2. 上記②を	チェック ・・・「様式A」の「希望する合理的配慮」に斜線を入れる。 指導教員にサインをもらい学生支援室に本書類(様式C)と「様式A」を提出。
3. 上記③を	チェック ・・・「様式A」の記載内容を参考に、新たに「様式A」を作成。 面談後に指導教員にサインをもらい学生支援室に本書類(様式C)と「様式A」を提出。
	配慮内容の決定については後日、担当者から通知します。
	※手続き等でご不明な点がありましたら学生支援室までご相談ください。
所属	学部 学科 年 学籍番号( )
ふりがな	
氏 名	
指導教員 (もしくは学科の 特別支援委員)	

1 1

\_\_\_\_\_\_ 提出先:学生支援室もしくは保健室



### 主な合理的配慮の例

<mark>合理的配慮の提供は、障がいの内容や程度に応じて個別に行うものです、がここでは場面に応じた合理的配慮の例を紹介しています。</mark>

聴覚に障がいがあるため、講義の内容が聞こえない可能性がある



補聴援助システム(ロジャー等)の使用許可、視覚的教材 (字幕等)の工夫、手話通訳者の同席受け入れ、教室の座席 を最前列または2列目までなどで指定許可

肢体不自由によるクラッチや車椅子使用のため、荷物の持ち運びや移動に時間がかかる



学内に車椅子保管場所の確保、教室出入口付近に優先席、個人用 ロッカーの貸出を許可

上肢機能に障がいがあり手が震えるため、筆記が困難である



PCの貸出や授業での持ち込み許可、筆記のための時間超過許可

視覚に障がいがあるため、学内の移動の困難や安全面が不安、授業の資料が見えづらい



学内の安全・安心の確保、視覚補助具の必要に応じた使用、ICT環境 の充実

発達障害により光や音などにとても敏感なため、授業に集中しづらい



座席位置の工夫による刺激軽減、イヤーマフ等の使用許可、理解 しやすい情報提供、カウンセラー等による相談体制の整備



# 学生の申出から合理的配慮開始までの流れ【教職員用】

- ※合理的配慮については申請から概ね2カ月以内に配慮が開始されるように対応する
- ※合理的配慮の決定に向けて、建設的対話を重ねる
- ※本人の意思および要望があることを前提とする

流れ	担当	<del>,</del>	讨応内	容							
		困難状況の把握、支援ニーズの整理をする									
①	学	「 <mark>合理的配慮申請書」(様式A)</mark> の作成を支援する(一部	コピー	コピーし保管)							
相	子生	様式Aの大学記入欄の関係部署にチェックを付け、配慮の	可否	代犁	<b> </b>   案欄に状況を記入する						
談 •	支	障がい・疾病の状況に関する書類(障害者手帳や診断書)									
申	援	配慮内容の決定までに1~2カ月ほどの時間を要すること									
出	室	学生が記入した様式Aを基にゼミ教員と面談するよう指導	i † 3								
		ゼミ教員へ学生が相談に行く旨を伝える	. •								
┸		<施設・設備等に関すること>	<授業に関すること>								
			, o o	<u>るまで</u> 、流れ②を繰り返す ~							
	事務局	学生の要望を基に合理的配慮の内容を整理する。その際 大学側の実施負担が過重でない範囲とする			学生の要望を基に合理的配慮の内容を整理する。その際 大学側の実施負担が過重でない範囲とする						
		「合意的配慮申請書」(様式A)を基に、当該部署を交えて配慮の可否と配慮内容を検討する ※適宜学生と面談する			学生と面談し、 <mark>「合理的配慮申請書」(様式A)</mark> を基に、 授業に関連した「希望する合理的配慮」を検討する ※適宜学生と面談する						
② 面		配慮の可否や配慮内容は、 <mark>様式</mark> Aの「大学記入欄」に当該部署が記入する			配慮の可否や配慮内容は、様式Aの「大学記入欄」に記入する						
談 • 支		学期途中の申請の場合には、配慮が開始されるまでの期 間の対策を学生と検討する	ゼ		必要に応じて、委員、他教員、教務課と連携をとり学科 会議等で検討する						
援内容		当該部署が配慮の可否や配慮内容を記入後、学生支援室 にて <mark>様式</mark> Aを集約する	_		学期途中の申請の場合には、配慮が開始されるまでの期 間の対策を学生と検討する						
谷の検	226	様式Aの施設・設備等に関する内容について、委員へ報告する	員		授業配慮を実施している場合、試験特別配慮の必要の有 無を学生と確認、別途申請が必要になることを伝える						
検討	学生支援室	学生へ以下のことを伝える □配慮内容を委員会で協議後、合意書へ署名する □半期ごとに配慮内容の更新を行うため、前・後期講義 終了前に学生支援室に来室する □学生支援室からのメールを必ず確認する □困ることが生じた場合、学生支援室に相談する			学生へ以下のことを伝える □様式Aを学生支援室に提出する □配慮内容を委員会で協議後、合意書へ署名する □半期ごとに配慮内容の更新を行うため、前・後期講義 終了前に面談を行う □困ることが生じた場合、教員や学生支援室に相談する 様式Aの授業に関する内容について、委員へ報告する						
		「合理的配慮に関する合意書(案)」(様式B)を作成し委員会へ繋げる			「合理的配慮に関する合意書(案)」(様式B)を作成し委						
	委員	学期途中での申請の場合には、学生所属学科教員に情報?	青報を共有する								



# 学生の申出から合理的配慮開始までの流れ【教職員用】

3	委	委員会にて「合意的配慮申請書」(様式A)と「合理的配慮に関する合意書(案)」(様式B)を協議し、配慮内容を決定する ※特別支援委員長が学長・副学長による協議が必要と判断した場合、学長・副学長会議に繋げる
協議	員	ゼミ教員に対して、委員会で配慮内容が決定されたこと、及び「 <mark>合理的配慮に関する合意書(決定)」(様式B)を作成し、学生と 様式Bを確認・署名することを伝える</mark>
決	ゼミ	様式Bの内容を学生と確認し、合意のうえで学生が二部署名する
定	教員	様式B二部のうち一部を学生が保管し、一部を学生支援室へ提出するように伝える
	学支	学生から <mark>様式B</mark> を受け取り、保管する
	学	「合理的配慮に関する合意書(決定)」 (様式B) が提出されたことを委員会へ連絡する
	子生支援室	講義開始時に各教員と講義に応じた配慮を受ける為の対話をするように、学生に伝える
		何らかの理由で対話が困難な場合は、ゼミ担当教員に相談するように促す
4		様式Bが提出されたことを各当該部署へ連絡し、配慮提供の依頼をする
実施		学生所属学科の専任教員へ決定した配慮内容を伝え、周知を徹底する
		必要に応じて、講義内容に関する対話の経緯を記録するよう学科教員に伝える
	教	学生所属学科の非常勤講師と履修している他学部教員へ決定した配慮内容を伝え、配慮提供の依頼をする
	課務	必要に応じて、講義内容に関する対話の経緯を記録するよう教員に伝える
<b>±</b> (5)	委員	6月・12月の委員会で、ゼミ教員へ合理的配慮内容の更新の面談を促すように連絡をすることを確認する
な確た認	ゼ	前・後期講義終了前に学生と面談し、当該学期の配慮内容の振り返りを行う
重・	当	前・後期講義終了前の面談にて、配慮内容の継続を希望する場合は「 <mark>合理的配慮申請書(継続)」(様式C)</mark> を作成する→流れ②へ
新続	教員	前・後期講義終了前の面談にて、配慮内容の変更が必要な場合は「 <mark>合理的配慮申請書」(様式A)と様式C</mark> を作成する→流れ②へ

<sup>※</sup> 入学前に流れ①~流れ③が実施される場合およびゼミ教員が担当できない場合には、ゼミ教員の内容も入学予定学生の所属学科の委員が担当する

# 学生支援室の紹介

詳しくはコチラから





## 各務原キャンパス





## 本ガイドブック作成にあたって

特別支援委員会によって2021年2月から検討を始め、2023年3月に初版が完成、2023年4月より運用が開始 された。また、多種多様な障がい学生支援の積み重ねを今後に活かしていくために、特別支援委員会によ るブラッシュアップが各年度末に諮られている。

#### 【特別支援委員会 構成委員】

2021年度

委員長 田中 耕副委員長 別府悦子

委 員 松田武美 浅野昭裕 後藤健太 後藤裕子 倉畑萌

事務局 西垣幸司 渡邉千春 塩内美春 片岡祐美 守屋美里 大野香 木村朋子 森真由美

2022年度

委員長 田中 耕副委員長 別府悦子

委 員 森田直子 浅野昭裕 後藤健太 後藤裕子 遠座未菜

事務局 西垣幸司 渡邊千春 塩内美春 片岡祐美 守屋美里 大野香 木村朋子 森真由美

2023年度

委員長 岡田泰子 副委員長 竹ノ下祐二

委 員 福地潮人 下内充 瓜巢敦子 後藤健太 吉藤郁

事務局 西垣幸司 塩内美春 片岡祐美 守屋美里 山中綾子 大野香 木村朋子 森真由美



特別支援委員会 2024年3月改訂